自然公園法施行規則の一部を改正する省令改正案新旧対照表

○自然公園法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十一号)	
(抄)	= 4

いる同条約第一条に規定する文化遺産が所在する場所及びそとでいる。保護に関する条約第十一条2に規定する一覧表に記載されてという。)又は世界の文化遺産及ひ自然遺産のという。	1 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	重要な湿地に関する条約第二条1に規定する登録簿に掲げら 重要	国定公園の区域のうち、特に水鳥の生息地として国際的に 三 国	状の	(削る) - 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	る _T	メ	7.67	の地	をい	(削る) - 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	為は、次に掲げるものとする。	第十一条の三 法第二十条第五項に規定する環境省令で定める行 第十一条の三	域に係る行為) 域に係	(許可に当たつて環境大臣との協議を要する国定公園の特別地 (許可)	改 正 後
同に定条関温	1 湿地の	重要な湿地に関する条約第二条1	国定公園の区域のうち、特に水	の変更又は水面の埋立て若しくは干拓	面積が二十ヘクタールを超える	る工作物となる場合における改築又は増築を含む。	―トル又はその地上部分の容積が三万立方メートルを超え	改築又は増築(改築又は増築後	の地上部分の容積が三万立方メートルを超える工作物の新築	をいう。以下この条において同じ	その高さ(工作物の地上部分の最高部と最低部の高さの差	、次に掲げるものとする。	法第一	域に係る行為)	に当たって環	改正
約第一条に規定する文化遺産が所在する場所及びそする条約第十一条2に規定する一覧表に記載されて地」という。)又は世界の文化遺産及ひ自然遺産の地」という。)又は世界の文化遺産及ひ自然遺産の地) ここれによべ — ※ 1 についた 一次 1 についた 一次 1 についた ここれ 1 にっこう こここれ 1 にっこう ここれ 1 にっこう こここれ 1 にっこう ここれ 1 にっこう ここれ 1 にっこう ここれ 1 にっこう ここれ 1 にっこう こここれ 1 にっこう ここれ 1 にっこう ここれ 1 にっこう ここれ 1 にっこう ここれ 1 にっこう ここここれ 1 にっこう こここれ 1 にっこう こここれ 1 にっこう こここれ 1 にっこう ここここれ 1 にっこう こここれ 1 にっこう ここここれ 1 にっこう こここれ 1 にっこう こここれ 1 にっこう こここここここここれ 1 にっこう ここここここここここここここここここここここここここここここここここ	地に関する条約第二条1に規定する登録簿に掲げら	の区域のうち、特に水鳥の生息地として国際的に	は干拓	ルを超える土地の開墾その他土地の形	又は増築を含む。)	が三万立方メートルを超え	(改築又は増築後において、その高さが五十	トルを超える工作物の新築	以下この条において同じ。)が五十メートル又はそ	最高部と最低部の高さの差		一十条第五項に規定する環境省令で定める行		境大臣との協議を要する国定公園の特別地	前

域」という。)内において行われる次に掲げる行為域であつて環境大臣が指定するもの(以下「指定世界遺産区の周辺の区域若しくは同条約第二条に規定する自然遺産の区

業又は増築を含む。)
業又は増築を含む。)
な案又は増築を含む。)
となる場合における改工作物(住宅及び仮工作物を除く。)の新築、以下この号及び第十二条の二第一号において同差をいう。以下この号及び第十二条の二第一号において同差をいう。以下この号及び第十二条の二第一号において同業では増築を含む。)

口~ホ (略)

又は水量に増減を及ぼさせる行為二 指定湿地内又は指定世界遺産区域内の河川、湖沼等の水位

号に掲げる行為 一部が含まれる場合にあつては、当該湖沼又は湿原に係る同号の規定により環境大臣が指定した湖沼又は湿原の全部又は三 指定湿地又は指定世界遺産区域内に法第二十条第三項第六

(許可に当たつて環境大臣との協議を要する国定公園の特別保

第十二条の二 法第二十一条第五項に規定する環境省令で定める

護地区に係る行為

域」という。)内において行われる次に掲げる行為域であつて環境大臣が指定するもの(以下「指定世界遺産区の周辺の区域若しくは同条約第二条に規定する自然遺産の区

る改築又は増築を含む。) となる場合におけえる工作物(住宅及び仮工作物を除く。)となる場合におけ来、改築又は増築(改築又は増築後において、その高さが築、改築又は増築(改築又は増築後において、その高さが なる工作物(住宅及び仮工作物を除く。)の新る改築工は増築を含む。)

~ ホ (略)

口

又は水量に増減を及ぼさせる行為 四 指定湿地内又は指定世界遺産区域内の河川、湖沼等の水位

号に掲げる行為一部が含まれる場合にあつては、当該湖沼又は湿原に係る同号の規定により環境大臣が指定した湖沼又は湿原の全部又は五一指定湿地又は指定世界遺産区域内に法第二十条第三項第六五

護地区に係る行為)(許可に当たつて環境大臣との協議を要する国定公園の特別保

第十二条の二 法第二十一条第五項に規定する環境省令で定める

行為は、 次の各号に掲げるものとする。

増築後において、 方メートルを超える工作物の新築 その高さが五十メートル又はその地上部分の容積が三万立 その高さが五十メートル又はその地上部分 改築又は増築 (改築又は

る改築又は増築を含む。

の容積が三万立方メートルを超える工作物となる場合におけ

状の変更又は水面の埋立て若しくは干拓 面積が二十ヘクタールを超える土地の開墾その他土地の形

三 第十一条の三第二号に掲げる行為

兀 二十一条第三項各号に掲げる行為(前各号及び次号に掲げる 行為を除く。) 指定湿地内又は指定世界遺産区域内において行われる法第

Ŧī. 当該湖沼又は湿原に係る法第二十条第三項第六号の規定に係 は一部が含まれる場合にあつては、 号の規定により環境大臣が指定した湖沼又は湿原の全部又 指定湿地又は指定世界遺産区域内に法第二十一条第三項第 同号に掲げる行為のうち

(新規)

第十一条の三第一号、 第二号及び第四号に掲げる行為

二十一条第三項各号に掲げる行為(前号及び次号に掲げる行 指定湿地内又は指定世界遺産区域内において行われる法第

為を除く。)

当該湖沼又は湿原に係る法第二十条第三項第六号の規定に係 は一部が含まれる場合にあつては、 るもの 号の規定により環境大臣が指定した湖沼又は湿原の全部又 指定湿地又は指定世界遺産区域内に法第二十一条第三項第 同号に掲げる行為のうち

第十五条の三 (略

(許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)

2 略

3 2

第一項に該当するもののほか、

法第二十条第三項、第二十一

第十五条の三

(略)

(略)

(許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)

るもの

3 第一項に該当するもののほか、 法法第二十条第三項、

3

行為は、 次の各号に掲げるものとする。

(新規)

面等の一部を省略することができる。 等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図 る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面 る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面 は法第二十条第六項若しくは第三十三条第一項の規定による届出に係 条第三項若しくは第二十二条第三項の規定による許可の申請又

(環境大臣との協議を要する国定公園に係る国の機関の行う行

.

は、次の各号に掲げる当該行為が行われる区域の区分に従い、第十九条 法第六十八条第二項に規定する環境省令で定める行為

(略

当該各号に定めるものとする。

一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる行為二 特別保護地区 第十一条の三第二号並びに第十二条の二第

三(略

図面等の一部を省略することができる。 図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図に十二条第六項若しくは第三十三条第一項の規定による届出に スは法第二十条第六項若しくは第二十二条第三項の規定による許可の申請

(環境大臣との協議を要する国定公園に係る国の機関の行う行

為

当該各号に定めるものとする。は、次の各号に掲げる当該行為が行われる区域の区分に従い、第十九条 法第六十八条第二項に規定する環境省令で定める行為

一 (略)

びに第十二条の二第二号及び第三号に掲げる行為二特別保護地区第十一条の三第一号、第二号及び第四号並

三 (略)